

平成23年6月6日(月)

13:30~15:30

**・気象関係**

- ・冬場の北西風は今年の1月のみ提供されているが、これが典型的なパターンなのか
- ・岐阜県は概ね西から北西風が強い傾向。風は地形の影響を受けるので上空の風も合わせて見てもらうと良い。

**・資料2 3 - (1) ~ (2) 関係**

- ・災害が起こったときのネットワークはどうすべきか、インターネット等が使えない場合のことも考慮する必要がある。県を超えた広域ネットワークの発想への見直しが必要。広域ネットワークにする場合に基本的に原子力防災は国が主導して行うのであるが、国だけでは頼りない。地方自治体や事業者との連携も必要であると思われるが、抵抗なく、より効率的に行う具体的なアイデアは無いのか。
- ・岩手県は県庁が被害を受け、市庁舎の自家発電も数時間で止まり、防災無線等が使えず情報が途絶えた。市役所の非常用発電機が数時間で止まってしまうのは脆弱。電力やNTTが止まると全て機能が停止する。複合災害の場合の通信手段は重要と思われる。
- ・福島県では、原子力班というものが県庁内の災害対策本部にできていた。
- ・岐阜県でも調整本部となる専門チームや準専門チームがあると良い。
- ・SPEEDIのシミュレーションは文科省に頼んでもすぐ結果を出してもらえない。岐阜県の気候・地形を考慮し、県単独で行うには、原子力機構や大学に依頼してハザードマップを作成する方法も検討してはどうか。
- ・県から市町村への情報伝達は県の責務。県防災無線は地上系と衛星系の2回線がある。衛星携帯電話は30台ほどある。市町村からは、市町村防災行政無線で住民への情報提供を行う。県から事業者・立地県・国から情報を得る方法など、現時点では整備できているが、実際に発災した時に使えるのか、情報収集ができるのか、現実に確かめてみないとわからない。
- ・岐阜市の場合は、防災行政無線の屋外・戸別受信器(災対本部と地域とのやりとりを行う)メールの配信、FM局など多角的・多面的に情報のやり取りができるよう工夫をしている。
- ・県内市町村の連絡体制は充実しているが、県外からの情報が入りにくい。震災発生時に県・事業者・立地県・国とのネットワークが使い物になるか疑問。オフサイトセンターからの情報はスムーズに来るのか。
- ・現行法においては、事業者・立地県から岐阜県への通報義務は無い。本県としては、補完・保険的に事業者へは緊急時の申入れによって通報をいただくようにしている。県地域防災計画の中では、オプション的に立地県から情報をもらう仕組み。
- ・原災法に基づく通報の枠組みは、国・立地県・立地市ということになっており、浜岡の場合は周辺市までは防災業務計画に定めているが、その他の自治体まで通報する枠組みが無い。
- ・県外の話については国の指針が決まらなければ対応も取れない部分がある。国への要

望という格好で提言に含めてまとめる。

・資料2 3 - (3) ~ (5) 関係

- ・モニタリングの結果については、文科省の委託事業であるので1年遅れではあるが、文科省で公表されている。緊急時は毎日県のホームページで公表している。
- ・平常時と緊急時の体制づくりが必要ではないか。緊急時のみの対応のみでは技術がすたれてしまうので、平常時も体制を取っておく必要があると思われる。緊急時はチームを組んで対応すべきではないか。
- ・環境放射線測定用のモニタリングポストは現在1台のみ。3台増やして4台体制する予定。測定結果をホームページに公開するようなシステム化を検討したい。
- ・ゲルマニウム半導体検出器は、水道水や農畜産物の放射性物質検査の要望にこたえるため、県保健環境研究所に2台追加整備する予定。現在ある1台は、文科省委託事業で配備されたもので、フル稼働の状態。機器が入るのは、9月頃(稼働)ではないかと思われる。そのときには水道水等の検査回数を増やしたい。
- ・各測定器は、普段から点検・校正などを常にやっておく必要がある。平常時から機器を活用し、負担にならないような検査体制とすると良い。
- ・福島原発事故発生時の原子力安全委員の参集状況(ほとんど参集できなかった)からすると、本県においても近いところで専門家を押さえておく必要があるのではないか。
- ・被災者等への検査・医療体制はどうか。
- ・消防は、搬送のみの対応。
- ・福島の事故が起きた際に、岐阜県に避難された方、被災地で活動して帰ってきた方の一次医療は病院で対応してもらった。被災地活動から帰って来た人の測定は、当初、保健所で行っていたが、病院でも開始し医療もあわせて実施できるようになった。あわせて、関係医療機関へヨウ素剤を配布した。ヨウ素剤は避難者や被災地活動から帰ってきた人に使用する。
- ・ヨウ素剤の備蓄は、流通備蓄とあるが。
- ・協定書は、ヨウ素剤に限ったものではなく、医薬品全般のものである。今回は、製薬会社に備蓄があったので対応できた。協定書に量は定めておらず、必要量がどれだけかにもよる。
- ・事故発生時のチーム体制については、5人くらいの少数でチームを作って対応してはどうか。
- ・いざ原子力災害が起こった場合には、原子力安全委員会等がワークするので、ここでは起こる前の県の防災計画としてあらかじめ取っておく(原子力安全)対策のアドバイスを専門家からいただくことを想定とした方がよろしいのではないか。

原子力災害が発生した場合には、国のスキームがワークするので重複して活動することはできない。
- ・実際の有事には、オフサイトセンターを通して国から指示が入るスキーム。緊急時には、国が即時に機能しないことも考え、県単独でチームを組織し、専門家による適切なアドバイスの下、迅速に対応できる体制(時限を持って活動)の整備が必要ではないか。提言には、県単独で行えるもの・国に要望するものと2つある。今回の福島では国の初動が遅れたことは国の専門家が動けなかったことが原因。立地県より外にな

るとより優先度が低くなる。万が一放射能の濃いものが来た場合に国からの指示が来ないことも考えられる。県が迅速に体制を取ることも重要と考える。

- ・モニタリング体制について、県外の連携はどうなっているのか。
- ・3月末に県保健環境研究所のゲルマニウム半導体検出器が故障した際、非常に苦労して機器を探した。福井県と名古屋大学に協力を依頼し、福井県で検査を行った。平常時から体制を取る必要があると思われる。
- ・中部近県でどの機器が使われているかを把握していると良いのでは。データベースを作るといふ提言もあると思われる。
- ・平時の環境放射線の値についても、各電力事業者へ申入れを行い確認を行うような体制にしている。

・資料2 3 - ( 6 ) ~ ( 8 ) 関係

- ・お茶については、出荷制限ではなく、自粛要請となっている。県の防災計画では、国の指導により出荷制限となっているが、自粛制限の場合の基準や手順について整理が必要ではないか。
- ・出荷制限は原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から出されるが、出荷の自粛要請については、国や県と地元が協議しながら対応したいと思う。
- ・検査体制は重要である。農作物に関しても県が責任をもって品質証明書を出すなど、信用を外部へ出せると良い。
- ・気象条件等もあるので、ハザードマップを作成し、重点的に対策を講じてはどうか。粉じんなどの計算方法があるが、気象庁での被害予測は可能なのか。
- ・気象庁では、放射能の拡散予測はやっていない。風のデータなどを文科省へ渡すことは行っている。
- ・県内の消防隊等の専門チームは、実質的にはどうなのか。
- ・現状においても、警察・消防、自衛隊も含めた連携は取っている（会議等も行っている）。福島県では原子力班というものが上手く機能しており、岐阜県の場合も同様に組織して、情報提供をいただけると良い。
- ・福島第一原発の事故対応では、米軍の原子力事故対策チームが迅速かつ的確な行動で活躍した。わが国がこのような専門実働チームの結成を検討すべきであるのと同時に、3-(4)の提言と関連して、県単位で小規模でも良いので、チームを組織しておくのも有効では。
- ・実際に災害対策本部に自衛隊も参加している。NBC テロ対応専門部隊（N:核、B:生物、C:科学 都市部のみで岐阜県には無い）のノウハウについて地方でも得つつある。原発について、現在の防災計画に想定していないと書いた理由は、準備すると危ないと捉えられたため。基本的には原発は安全を確保するのだけれども、やはり備えは、やっていく必要がある。一番難しいのは、30km圏内には人は住んでいないが、影響が広範囲に及ぶことも考えられる。どういうところまであらかじめの対策を優先的にやっていくか、想定すべき事柄とそれに対応した準備をどのようにやっていくか（今年から手をつけていくか）全体的なアウトラインをご提言いただけると良い。
- ・防災というのはいつ起こるかわからない。原発事故の際に対応できるようにしておくが良い。

- ・被害想定が今より広範囲となった場合には福井県などとの連携した訓練が必要になるのではないか。また、実動を伴う訓練も必要ではないか。
- ・昨年の福井県の訓練には、いわゆるオブザーバー参加である。その理由は地域防災計画において被害が及ばない前提であるため。昨年の訓練の被害想定は2 km ~ 3 km の EPZ の範囲内、その理由は現行の法律、福井県の地域防災計画・事業者の防災業務計画の範囲内で物事が動いているため。今回の福島県の事象からすれば何らかの動きが必要。被害想定をどうするかは福井県と本県との関係。福井県の中での被害想定がされていない。課題として、今後の訓練をどうするか考えていかなければならない。
- ・被災者は原発立地県なので、そこから（岐阜）県内まで手を伸ばすのは難しいのではないか。
- ・昨年度からオブザーバー参加ということを見せてもらった。経験を積み始めた第一ステップである。今年度は、どのように参加していくか詰めていきたい。
- ・教育について、原子力発電所の仕組み・法体系など県関係機関には行っている。今後、消防職員、警察職員、保健師や水道職員などに広げる必要はあると思われる。
- ・消防においては、今後、研修を予定している。
- ・5月25日の委員会の時に、EPZ が適切かとの意見が出されたが、参考に IAEA の UPZ は30 km である。国際的な指針にしてみようという（EPZ を広げてもらうなどの）要望もあるのではないか。
- ・EPZ を半径30 km に拡大した場合、面積は現行 EPZ の約9倍になるが、原子力防災対策を重点的に実施するという観点から大きな支障は生じないか。今回の事象を受けて、EPZ は拡大した方が良いというのが普通の考え方であるが、実際に広げたときのマンパワーが足りるのか、対応ができるのか、県として要望して国に認められるかはわからない。アメリカは10マイル（16 km）、フランスは10 km でそれほどおかしな数値ではない。